

21世紀への鍵としての成人学習

— 第5回国際成人教育会議報告 —

佐藤 一子*

Adult Learning as a Key to the Twenty-First Century; — A Report on the Fifth International Conference on Adult Education —

Katsuko SATO

This paper is a report on the Fifth International Conference on Adult Education held in Hamburg from 14th July to 18th July, 1997. The main issue of the Conference is expressed in the "Hamburg Declaration on Adult Learning" adopted at the final session. The Declaration says that "adult education thus becomes more than a right; it is a key to the twenty-first century". I intended to follow the development of the international co-operation of UNESCO and NGOs on the adult education activities after the first conference in 1949 and analyze the meaning of the fifth conference in the perspective for the future.

はじめに

1997年7月14日から18日までの5日間、ドイツのハンブルグ市で、ユネスコ主催第5回国際成人教育会議が開催された。今回の会議は国際的なレベルで成人教育の活動・研究・支援をおこなっている民間団体、研究機関、財団等、NGOのメンバーの参加が幅広く受け入れられ、1,411名というかつてない多数の参加者を集めた会議となった。130カ国余の政府機関および国連関係機関の代表約750名のほかに、市民団体・財団・研究機関などの300余のNGOのメンバー約650名がオブザーバーとして参加した。戦後最大規模の国際成人教育会議であり、非常に多彩な領域に成人学習のひろがりが見られ、そこで21世紀への発展の展望が語られた。

日本からも政府代表のほかに、ASPBAE、ユネスコ・アジア文化センター、社会教育連合会、日本社会教育学会、部落解放同盟、曹洞宗国際ボランティア会などの団体から30名余のオブザーバー参加があり、成人教育の国

際交流に対するかつてない関心の高まりがみられた。

筆者は、第3回（1972年、東京）と第4回（1985年、パリ）に婦人団体連合会のオブザーバーとして参加しており、今回は日本社会教育学会のメンバーとして3回目の参加であったが、今回のハンブルグの会議は特にオープンで友好的な雰囲気が感じられた。ベルリンの壁の崩壊による緊張緩和や発展途上国の力量の高まりが反映されているとともに、成人教育の分野でのNGOの国際的なネットワークの発展が会議の運営にも大きな影響を及ぼしているように思われた。

今回の国際会議にさきだって、実質的な会議の運営主体であったユネスコ教育研究所 (UNESCO INSTITUTE FOR EDUCATION) が準備のために2年間にわたって組織した研究プロジェクトにも参加の機会をえて、1995年と1996年にハンブルグに滞在した。この準備プロジェクトでは、90年代の国際的な動向、特にグローバリゼーションのもとで役割を増しているNGOの発展をふまえて、国家と民間団体のパートナーシップの形成と新しい国際的共同を模索してきた。「21世紀への鍵としての成人学習」という今回の会議の基調にはこうした研究活

* 大学院教育学研究科教授

動も反映されている。これらの経緯をふまえながら、今回の国際成人教育会議の内容と意義について述べてみたい。

I 国際成人教育会議の歴史的経緯

国際成人教育会議は、第1回エルシノア会議(デンマーク、1949年)、27カ国、21国際団体の代表106名の参加、第2回モントリオール会議(カナダ、1960年)、47カ国、46非政府機関などの代表約200名の参加、第3回東京会議(日本、1972年)、82カ国、37非政府機関などの代表約360名の参加、第4回パリ会議(フランス・ユネスコ本部、1985年)、122カ国、59非政府団体などの代表841名の参加とユネスコ加入国の拡大と各国成人教育の発展に伴って、回を重ねるごとに参加国、参加機関、参加者数が増大して今回の第5回にいたっている。

この会議の歴史的経緯については、諸岡和房氏の包括的な論考が日本社会教育学会年報等にまとめられているほか、それぞれの会議についていくつかの報告がある。¹⁾

諸岡和房氏は自ら第4回パリ会議の政府代表としての参加経験をもつが、氏によれば、第1回には日本政府は参加しておらず、会議もヨーロッパ中心の小規模なものであったが、第2回からは毎回代表を送っている。会議の参加者も新興独立国の加盟国の増大により、アジア・アフリカ・中南米諸国や社会主義諸国にひろがってきた。

第1回から第5回の歴史的経緯を概観すると、国際社会の変動のなかで成人教育の課題が問われ、その形態や概念が次第に多様化し、担い手や推進機関の層が厚くなるとともに、成人教育が社会の発展を支える重要な制度・教育事業として定着し、国際交流・共同も活発化してきたことがわかる。とりわけ、1965年のユネスコ成人教育委員会におけるポール・ラングランの生涯教育論の提案、1973年の国際成人教育協会(ICAIE)の発足、1976年の第34回ユネスコ総会における「成人教育の発展に関する勧告」採択、1985年の第4回会議における「学習権宣言」の採択などのエポックメイキングな動向が国際成人教育会議の基調提案や討議内容に反映し、人権としての成人教育のとらえかたが次第に明確になってきた。また、戦後国際社会の大きな変貌にたいして成人教育がますます重要な役割を果たしつつあることが明らかにされている。

A エルシノア会議からモントリオール会議へ

第1回エルシノア会議について、諸岡氏はA.S.M. Hellyの著書²⁾を引用しながら、「西欧中心の参加者によって会議がもたれたために、リベラル・スタディこそが成人教育の本命であるとみるイギリス流の成人教育観

が論議のワクとなっていたが、「エリートだけに一切の意志決定を任せることをしない人間の育成と、それらの人々による地域連帯や自治が主要な課題として浮かび上がっていたし、さらには、人びとの中に精神的な孤独、無気力、無力感をもたらす原因を秘めている現代社会の中で、異質な人びととの共存を可能にする寛容の精神、ないしは、世界市民としての共感などを、人びとの間に回復することの重大さが自覚されていた」³⁾と指摘している。

全体会議の議題となった「成人教育の諸目的」において、①「大衆と呼ばれる人々とエリートと呼ばれる人々の間の対立を終わらせて、共通の文化を生み出すことを目的とする運動を援助し、助長すること」、②「本当の民主主義と、真に寛容な精神とを振興すること」などが明記され、戦後世界の再建と民主主義的発展を担う成人教育の課題が提起されている。

第2回モントリオール会議の主題は「変動しつつある世界の成人教育」であった。

この会議では新興独立国からの参加が増大したことに伴い、経済発展に欠かせない職業技術教育、それらの基礎になる識字教育も成人教育の重要な内容として重視されるようになり、成人教育の概念の拡大を迫られたという点が指摘されている。⁴⁾新興国においても、先進諸国においても学校教育のみでは不十分であるという認識が生まれ、「政府がそれを、国の教育制度の中で欠くことのできない一部分として取り扱う」⁵⁾ことが必要であると考えられるようになったことにより、制度的側面での成人教育も拡大・定着し始めたことがこの時期の国際的動向の特徴といえよう。

B 東京会議からパリ会議へ

1972年に開催された東京会議は「生涯教育における成人教育の役割」を主題とし、大きな転換の契機となった。先述のようにこの会議に先だってユネスコを中心に「生涯教育」の理念が提唱され、1976年のユネスコ「成人教育の発展に関する勧告」の採択に際しては、「成人教育は、生涯教育・生涯学習の全体的な体系の一区分であり、不可欠な部分である」という規定がとりいれられた。1974年には、ILOでも労働者教育・職業技術教育の関心から有給教育休暇条約・勧告の採択がおこなわれ、他方、OECDでは教育革新センター(CERI)がリカレント教育の提言をまとめている。⁶⁾ボランティアな教育活動として発展してきた成人教育が、技術発展と地球的な規模での地域開発による変貌のなかで教育革新の原動力として社会的意義をもつようになった。

東京会議について、筆者は特に南北対立と格差の問題

に注目し、「教育的無権利層 educationally underprivileged)一低開発地域の住民、労働者、移民、婦人の参加が成人教育民主化の基礎であるという主張は東京会議を貫く基調となっていた」と指摘した。⁷⁾民主化と参加の問題が東西問題をこえて、南北問題の課題として顕在化しはじめ、国内における教育的無権利層の問題が国際的に共通の課題としてとりあげられ、「各国には教育機会を拒否されあるいは機会が開かれていてもこれを享受できないほど大なる成人がいる。成人教育の単なる量的拡大は社会的な不平等をむしろ増大させることになる」⁸⁾と最終報告に明記された。生涯教育論の理念と現実をめぐるギャップをのりこえることが課題として提起されたといえよう。

東京会議は2週間の会期で理論的にもほりさげた討議がおこなわれ、この会議をきっかけとして翌年には成人教育の領域でユネスコとタイアップしうる初のNGOとして国際成人教育協会(ICAIE)が設立され、またユネスコによるリージョナル会議の組織化など、成人教育のグラスルーツな展開が本格化する。そして、このような新しい発展をふまえてパリ会議でICAIEが推進した「ユネスコ学習権宣言」の採択にいたるのである。

パリ会議には59のNGOの代表が参加し、アフリカ・ラテンアメリカ諸国からの参加も急増した。ICAIEの組織もひろがり、実践的フィールドでの交流が非常に活発化した。若橋恵子氏はこの会議を「人類が平和のうちに存続することと深くかかわって必要不可欠かつ緊急な人間性の課題として、成人教育が広く認識された」と特徴づけている。⁹⁾

「学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。学習権とは、
読み書きの権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
想像し、創造する権利であり、
自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
個人的・集団的力量を発達させる権利である。」¹⁰⁾

日本でも広く知られるようになったこの「ユネスコ学習権」宣言は、従来学校教育制度に即して規定されてきた国際人権規約等の教育権規定をこえて、識字教育や発展途上地域のエンパワーメント、女性の自立と社会参画などの草の根の成人教育実践のなかでの人々の文化的な覚醒を表現したものとして成人教育史上、画期的な意味をもつ。この宣言もICAIEが採択を推進したことに象徴されるように、90年代の国連関係の会議には著しくNGO

の役割が大きくなる。この学習権宣言はこうした時代の幕開けを象徴しているといえよう。1984年のユネスコ総会で「識字に関するユネスコ・NGO協議会」が設立され、識字に関するNGOの行動力はオフィシャルな評価を受けられるようになる。

II 第5回ハンブルグ会議の日程と運営

第5回会議は、パリ会議の参加者841名に比べてさらに大規模となり、1,411名の参加者があったが、その雰囲気は非常に友好的で随所に国際交流の輪がひろがるような運営がなされ、東京会議やパリ会議と比べてNGOがいっそう主体的に参加するようになったという印象を受けた。また会議場の1階部分の広いスペースに各国機関やNGOのインフォメーション提供のコーナーが常設され、多彩な資料・本の提供やビデオ上映が常時おこなわれていた。

オブザーバーには修正提案や議事への投票権は認められていないものの、テーマ別ワーキンググループや草案検討委員会に自由に参加・発言することができ、またラウンド・テーブルやスタディ・ウィジットなども多様に用意されていた。ワーキンググループは議案検討の作業委員会というよりも、実質的には各国の実態報告や問題提起に即して討論がおこなわれる分科会のイメージに近く、会議全体が国際的な研究・交流集会という性格を持っていた。報告を作成するための政府間会議という従来のイメージからすると、今回の会議は非常にオープンで、多数の参加者の出会い・情報交換・交流の場となっており、政府関係者とNGO関係者が共に対話することをむしろねらいとした柔軟な会議運営であったと思われる。

会議の日程は別表-1のようであった。テーマ別ワーキンググループは、最終日に採択に付された「成人学習の未来へのアジェンダ」の内容に沿って10のテーマのもとに合計33のグループが設けられた。表-2にワーキンググループのテーマ一覧をあげておく。その討議内容から、「成人学習の未来へのアジェンダ」¹¹⁾への修正案の提案が準備された。また、草案検討委員会は、同じく最終日に採択される「第5回国際成人教育会議宣言」(「成人学習に関するハンブルグ宣言」)¹²⁾と「成人学習の未来へのアジェンダ」の修正案作成のための会議である。そして最終日の午前中の「対話」はさらに事務局が修正案を集約する場となっており、その前後にNGOをふくむさまざまなネットワークも参加者によびかけて協議をおこなっていた。これらの修正案は400項目余のほり、このうちほぼ大半の項目が、最終日に議事で承認され、残り後は後日作成された最終文書にもりこまれている。

また7月16日夜には、パウロ・フレイレとニタ・バロ

ウの追悼の夕べが開催された。フレイレのかつての教え子で、先妻の死後妻となったアナ・マリアも会議に出席した。フレイレの生涯と業績は日本でも広く知られているが、1997年4月に彼の最後の著作「自立の教育学」(Pedagogy of Autonomy)が発刊されたとの紹介があった。

ユネスコ事務局長フェデリコ・マイヨールは開会総会のスピーチで、5月に死去した自らの親しい友人パオロ・フレイレへの追悼の意を表して参加者に黙禱をよびかけた。彼も今回の会議に出席する予定であったという。ユネスコは彼の功績を記念して、パウロ・フレイレ国際賞を設立する準備をしているとのことである。

ニタ・バロウは、バルバドスに生まれ、のちに初の女性総督に任じられている。トロント大学卒業後、看護婦・保健衛生行政に従事、ジャマイカの病院でも働いた。バルバドスの国連大使、傑出した女性運動指導者として知られるようになり、WHOその他の機関・団体で国際的活動をおこない、1975年から83年まで世界YWCA会長、1982年から90年までICAEの会長を歴任、「学習権」宣言の採択に貢献し、さらに国連国際婦人年の中心的な推進者であった。

二人の追悼集会は、成人教育の国際的発展がまさに草の根の民間成人教育運動に支えられてきたことを、国際成人教育会議の名により顕彰したことを意味している。

ICAEの女性会長ラリタ・ラムダスの開会総会でのスピーチも大きな拍手を受けた。¹³⁾会議の9名の議長団のうち4名が女性という構成などにもあらわれているように、発展途上地域の課題にたちむかう女性のめざましい活躍が今回の国際成人教育会議ではとりわけ強く印象づけられた。

なおラウンドテーブルには筆者は直接参加しなかったが、「ジェンダーの感性を学ぶ」をタイトルとするパネル討論のほか、放送手段を用いて世界各都市を結ぶテレビフォーラムで、都市再開発が求められている先進工業地帯の「学習都市」の問題と、貧困な開発途上地域における識字・基礎教育・平和・環境などの「成人の識字と人間中心の開発」問題がとりあげられた。

視聴覚に訴えるプレゼンテーションの工夫、民族舞踊や音楽の演奏、自由都市ハンブルグの空気を彷彿とさせる市庁舎での大規模なレセプション、民族料理の屋台で懇親・交流した最終日の野外パーティ等々、会議運営の演出は参加者に精神的な連帯感と共同意識を生み出すうえで行き届いた心配りがされていた。

表-1 第5回成人教育会議日程

	午前	午後	夜
7/14	全体会	全体会	レセプション
7/15	全体会	ワーキンググループ	ラウンドテーブル
7/16	ワーキンググループ	ラウンドテーブル	ラウンドテーブル
7/17	草案検討委員会I・II	草案検討委員会I・II	追悼集会
7/18	対話	全体会	野外懇親会

表-2 ワーキンググループのテーマ一覧¹⁴⁾

- (1) 成人学習と21世紀への挑戦
 - a. 成人学習・民主主義・平和
 - b. 21世紀における文化的市民性・成人学習と原住民族
 - c. マジョリティとマイノリティの間のコミュニケーション
- (2) 成人学習の条件と質の改善
 - a-1 大学と成人学習の未来
 - a-2 大学とコミュニティのパートナーシップ
 - b. 万人のための学習に関する研究の多様性
 - c. 情報と資料を通じての成人教育のグローバル・コミュニティ
 - d. 知の主導による政策形成のための成人学習の観察
 - e. グローバルな変容をとげる社会における成人教育の政治学と政策
- (3) 学習と基礎教育への普遍的権利の保障
 - a. 世界・各地域の識字
 - b. 識字と学習の戦略
 - c. 識字・教育・社会発展
 - d. 識字研究・評価・統計
 - e. 多文化・異文化交流における識字
 - f. 識字と科学技術
 - g. 先進国におけるコミュニティ開発のための識字と基礎的技能
 - h. 未来のための識字
- (4) 成人学習をつうじての女性のエンパワメントの促進
 - a. 女性の教育
 - b. 多様な教育条件のもとでのジェンダー問題
- (5) 成人学習と労働世界の変容
 - a. 労働世界の変容と成人教育・訓練への影響
 - b. 労働世界の変容：成人教育プログラムにとっての意味
 - c. 労働世界の変容の政策と社会的意味

- (6) 環境・健康・人口問題と成人学習
 - a. 成人環境学習:環境活動への自覚
 - b. 成人のための健康の改善と健康教育
 - c. カイロ会議以後の成人教育と人口問題
- (7) 成人学習・メディア・文化
 - a. 新しい情報技術:成人学習への鍵?
 - b. 博物館・図書館・文化財:文化の民主化・知的創造・架橋
- (8) 成人学習と特別のニーズをもつグループ
 - a. 成人学習と高齢者
 - b. 移民教育
 - c. 囚人教育
 - d. 障害をもつすべての人々にたいする教育の保障
- (9) 成人学習の経済学
 - a. 成人学習の経済学:政府の役割
- (10) 国際交流・連帯の促進
 - a. 国際交流・連帯の促進

III 第5回国際成人教育会議の基調

A 会議の準備および資料

今回の会議では、ハンブルグにあるユネスコ教育研究所が事務局的な機能を果たし、会議の基調提案および、この会議の討議を経て採択された「成人学習に関するハンブルグ宣言」と「成人学習の未来へのアジェンダ」の草案作成をおこなった。これらの草案作成と、10のテーマ別に設置された33のワーキンググループの準備のために、ユネスコに関係するNGOの代表や多様な専門領域の協力者によって1995年から研究討議が組織された。今回の会議は、ユネスコ本部から委ねられてユネスコ教育研究所がこれらの準備と組織化のリーダーシップの役割を担ってきた点が注目される。

会議にさきだって1996年にはアフリカ、アジア・太平洋、ラテン・アメリカ・カリブ、アラブ諸国、ヨーロッパの各地域での準備集會がもたれた。開会全体会には各地域からの報告がおこなわれている。

会期中に配布された主な討議資料は、「第5回国際成人教育会議基調報告」、「成人学習—21世紀における地域およびグローバル社会のエンパワメント」、「成人学習に関するハンブルグ宣言」、「成人学習の未来へのアジェンダ」である。ワーキンググループ及び草案検討委員会I・IIの検討結果の一部は修正案として「宣言」と「アジェンダ」に盛り込まれて最終日の採択に付された。

また、ユネスコ教育研究所が、会議に前後して成人教育に関する多くの出版物を刊行しており、その展示もなされた。会議のバックグラウンドとなっている報告書も

相当数刊行されている。ここではそのうちいくつかを注記しておく。¹⁵⁾

最終報告では、1976年のユネスコ総会で採択された「成人教育の発展に関する勧告」の改訂や、国連成人学習週間の推進なども示唆された。こうした今後のユネスコの成人教育政策の展開においてユネスコ教育研究所の役割が期待されていると思われる。この研究所はドイツ政府の財政援助を受けて多くの国際的な研究プロジェクトを推進し、また発展途上国の成人教育研究者や実践的指導者の研究的な支援を積極的におこなっている。所長のペランジャー氏はカナダ人でICAEの専従職員であった。ユネスコ教育研究所は、今後の成人教育における国際的共同のセンターとして重要な位置を占めていくことになるであろう。

B 基調提案

会議の基調提案のサブタイトルは「進歩、達成、諸問題:1985年以降の成人教育のレビュー」¹⁶⁾である。15節にわたる提案の内容のなかで会議の基調として注目される点にふれておこう。

(1) 1985年以降の世界の変容と成人学習の重要性の高まり

報告は、1985年会議以降の大きな国際社会の変化を「グローバル化」の概念によってとらえている。グローバル化は各国に「著しい経済的・社会的・心理的な結果」を及ぼし、教育・訓練の全体的な水準をあげることが国際競争にうちかちうえて緊急の課題となっているが、これによって社会的正義の理念が浸食され、成人教育を含む社会的サービスが縮小されつつある。この現象はマクロレベルで顕著なだけでなく、個人人の日常生活を含むミクロレベルでも深い影響を及ぼしており、この過程で成人学習の必要性にたいする認識が著しく増大している。

1990年代にはこのことを明らかにする重要な国連などによる国際会議があいついで開催され、環境と発展(リオデジャネイロ、1992)、人権(ウィーン、1993)、人口と発展(カイロ、1994)、女性(北京、1995)、社会開発(コペンハーゲン、1995)、人間的居住(イスタンブール、1996)、食糧問題(ローマ、1996)などの会議で、人々のエンパワメントと人権の推進における教育の重要な役割が確認されてきた。「宣言」のキーワードとなる「21世紀への鍵としての成人学習」は、こうした国際会議の討議の蓄積にたつ表現として理解される。

(2) 新しい概念と仮説

以上の認識のもとで、提案では成人教育の新しい概念、方向性を提示している。それは一言でいえば、「学習者中

心の視点にたつ成人学習」というとらえかたであり、21世紀への挑戦としての「学習社会」の概念に通ずる。提案の文中「成人学習」(adult learning)は次のようにとらえられている。

「成人学習」は幅広く、創造的で、能動的な意味をもつ点で貴重である。それは、フォーマル・ノンフォーマル・インフォーマルな学習、経験的・自己決定的・または労働志向的学習に適用される。それはまた、スキルの幅広い定義を求め、スキルまたは能力のコアについて解放的な理念やプラグマティックな考え方を受け入れやすくした。それは学習の評価や証明についてもより柔軟な形態を求めている。ここには基礎教育と識字を結果としてではなく、継続的な学習への道程であり完全な生活を導く鍵としてとらえる広い開かれた理解が含まれている。」¹⁷⁾

基調提案によれば、近年、「生涯学習」の用語が、1996年のユネスコのドローールレポート¹⁸⁾の「生涯にわたる学習」やOECDの1995年の会議での「生涯学習をすべての者に」の提言、ヨーロッパ連合が1996年を「生涯学習年」と提唱したことなどで新たな注目を受けているが、しかし多くの国ではまだそのモデルの適切な具体化についてはこれからという状況にある。

(3) 参加

基調提案作成にあたって、成人教育機会への参加の実態は各国の統計で量的・客観的に把握され、1985年以來の著しい拡大が確認されている。初等教育の普及、ノンフォーマル・エデュケーションの拡大と長期化、職業関連のプログラムの著しい拡大、発展途上国の基礎的な識字プログラムと識字継続プログラムの発展、さらには先進国における高等教育機関の成人学生の増大などがその要因として分析されている。興味深い点は、これに付け加えて参加の質的な問題として民主的な参加、社会的動員に目をむけてコメントしていることである。ここでは、日本とスウェーデンの例として学習プログラムの目標・内容・学習時間の設定について参加者が協議できることに注目し、「多くの国では、このような参加の文化はまだ存在しない。しかし学習社会の創出のためにはそれは明らかに前提となることである」¹⁹⁾と指摘している。

(4) 公共政策・優先基準・構造・行政

政策決定は次第にトップダウンから分権化・機関の自治の拡大の方向にむかっている。NGOは多くの国で主導的役割を担っている。また大学も社会に開放され、とくに職業教育の分野で継続教育の責任を担っている。しかし、大学が学位に直結しない教育プログラムにどう関与するかについては試行錯誤がおこなわれており、大学によってコミュニティとの関係は多様である。

成人教育と財政研究は十分な蓄積がないが、NGOの財政問題も大きな課題となっている。

また、オーガナイザー・指導者については、多くをパートタイムまたはボランティアに頼らざるをえない現状があるとし、それでも専門職化はかなり進んできていると指摘している。ドイツとフィンランドでフルタイムスタッフが增大していること、また約三分の一の国で6週間程度の研修がおこなわれていること、半数の国でOJTがおこなわれていることが明らかにされている。

(5) プログラム・カリキュラム・アウトリーチ

この項では、識字プログラム、女性のためのプログラム、障害者・囚人・その他のターゲットグループのための活動、先進国における機能的識字プログラム、エスニック・マイノリティのプログラム、両親教育、職業関連の学習、失業者むけプログラム、外国語教育、市民的・社会的問題の学習(市民性、人種差別、健康、家族計画、人口・環境問題・平和学習)、コミュニティのアウトリーチなどの現状がのべられるとともに、メディアの役割、公的機関その他による助言・ガイダンス・相談機能の重要性が言及されている。

(6) 将来の動向

以上の主要な項目についての分析のほか、学習の方法・技術の発展、放送学習、コンピュータ・新しい情報技術の導入などの分析、さらには成人教育のモデル・評価研究・開発等にふれ、最後に「パリ会議の期待は部分的にしか達成されていないが、しかし、今後国・自治体が成人学習を奨励し、より多く投資せざるをえなくなるだろうと予測することは根拠なきことではない」²⁰⁾と指摘している。その理由は、主として経済的競争の拡大のもとでの人材の有効利用のためであるとし、他方で学歴水準の向上にともない人々の学習要求も高まっているととらえられている。

そしてパリ会議が予測したよりも早く、「教育と(職業)訓練の理論および実践における融合が急速に進んでおり、したがって多くの国々ではすでに教育と訓練の不均衡な機能障害的な歴史的区分は解消するにちがいない」²¹⁾と基調報告は結論づけている。

以上のような基調報告の骨子をみると、今回の会議においてはパリ会議の「学習権」宣言の理念的主張はむしろ後景に退き、グローバリゼーションという地球規模の変容のもとで、経済的・社会的要因をともなって「成人学習」の現実が多様に展開されている状況・矛盾・課題を実態に即して科学的に把握し、それらを細部にわたって総括的に論議していくことをつうじて「成人学習」の存在意義を明らかにしようという方向性が読みとれる。

ユネスコ教育研究所が中心となって議案を準備したことにより、この会議が本来の政府間会議から最大多数のNGOの参加をふくむ開かれた交流の場として定着するとともに、他方では科学的・研究的な分析と学術的な論議の展開にむけて大学人・研究機関のスタッフのネットワークが形成され、成人教育研究の蓄積・発展の契機となっていくことが期待されているのではないかと考えられる。

IV 「成人学習に関するハンブルグ宣言」と「成人学習の未来へのアジェンダ」

A 「成人学習に関するハンブルグ宣言」の修正と採択

「成人学習に関するハンブルグ宣言」(The Hamburg Declaration on Adult Learning) は、原案から最終文書まで四版出されている。5月6日付けで各国政府に送られた17項目の文書、5月20日付けで会議資料5 (rev.)として会議初日に参加者に配布された18項目の文書、そして7月18日付けで会議最終日に配布された26項目の会議資料5 (rev.2) およびこれにたいする3項目の南アフリカ政府の修正案、(この修正案は可決されて最終文書にもりこまれた)、そして最終文書である。これは、後日、各国政府に送られ、またインターネットで伝達された。全体としてシヴィアな対立はなく、スムーズに合意されたという印象を受けるが、参加者とくにNGOの代表の熱意や実践的姿勢が反映され、識字・女性のエンパワメント・環境学習・健康学習・高齢者問題などの実践的課題が修正によって宣言の項目に追加された。これによって宣言文の内容と表現が、「学習権宣言」の基調を復活させ、かなり力強いものになったと思われる。

以下にその主な内容を要約し、修正点について述べる。

- (1) 会議のすべての参加者の総意により「人権を十分に尊重する人間性中心の参加の社会のみが、持続可能な均衡のとれた発展を導くこと」²²⁾を、宣言する。

(原案になかった事項)

- (2) 「成人教育は、権利という以上に、21世紀への鍵となっている。それは、能動的な市民性の帰結であるとともに社会における十分な参加の条件である」「それは生態的に持続可能な発展と民主主義・正義・ジェンダーの平等、さらには科学的・経済的発展を促進し、暴力的対立から対話と正義にもとづく平和文化へ置き換えられる世界を建設する」「生涯にわたる学習は年齢・ジェンダー・平等・障害・言語・文化・経済的不均衡などの要素をふまえた内容の再検討を包含する」。²³⁾

(原案の冒頭は「生涯にわたる学習」の文節であり、「権利という以上に」という語句もなかった。また「生涯にわたる学習」以下の文章も全面的に修正され、社会的視点が強められている。)

- (3) 「成人教育は、フォーマルあるいはその他の形態によっておこなわれる学習過程の総体を意味する」。「成人学習は、フォーマルで継続的な教育とノンフォーマルな教育の双方、および多文化の学習社会において可能なインフォーマルで偶発的な学習の範囲を含む」。²⁴⁾
- (4) 「成人・継続教育は情報公開のもとで寛容な市民性の創造と経済的・社会的発展、非識字撲滅、貧困の解消、環境保全に寄与するところ大であり、それ故発展させられねばならない」。²⁵⁾
(環境保全の語が付加される)
- (5) 「生涯にわたる過程とみなされる青年・成人教育の目的は、人々およびコミュニティの自治と責任感を育て、経済・文化・そして社会全体に生じている変化に対処する能力を高め、コミュニティの共生・寛容を促進し、情報公開による創造的な市民参加を推進することである」。²⁶⁾(原案になかった「青年」が付加される)
- (6)(7) も新設の項目であるが省略する。

以上が「成人学習」の概念・目的にかかわる原理に言及した項目といてよい。この要約した文章と、特に修正して付加された文章をみると、パリ会議の「学習権宣言」が原案ではあまり言及されていなかったが、修正によってその趣旨が強調され、さらに「持続可能な発展」やジェンダー・正義・障害者の問題などをより鮮明にクローズアップした表現に書き換えられている。また参加・情報公開など人々とコミュニティの自治の問題も強調された。先述の基調提案と比べても、この宣言には理念的・実践的熱意がより強く表明されているということができよう。

「青年・成人教育」については、最終日の修正でさらに「高齢者」や「すべての年代の」などの用語が提案され、とくにヨーロッパのNGOで高齢者問題への関心の高まりがあることが伺われた。

続いて原案では「成人学習の増大する役割と可能性」という節があり、3項目がおかれている。修正案では第8項から第10項にわたる。(採択文では原案にあった節タイトルはなくなっている)。

ここでは、「公的・私的、コミュニティセクターの新しいパートナーシップが発展しつつあり、国家の役割が変化しつつある」²⁷⁾という認識、「教育への権利を承認する

ことは、この権利を行使するために必要な条件を創造する手段を伴わなければならない」²⁸⁾(修正によって付加された文章)、「青年・成人教育の新しい概念は、フォーマル・ノンフォーマルシステムの有効なネットワークングを求め、さらに革新・いっそうの創造性と柔軟性を求めるが故に、既成の実践への挑戦となっている」²⁹⁾などの表明がある。

このあと、原案では「中心課題」として第9項から第15項まで7項目があったが、修正案では第11項から第21項まで合計11項目になり、最終文書では第22項目も付加された。

成人の識字、教育権・学習権の承認、女性のエンパワメント、平和文化、多様性・平等、社会経済の変革、情報へのアクセスの7項目が当初の原案にあった。これにたいして修正案ではさらに健康、環境・持続的発展、原住民・遊牧民の教育文化、高齢者教育の4項目が付加され、最終報告には障害者のアクセスの保障が独立項目としてもりこまれた。また原案の文章も表現がより強められている。

最後に原案では「行動へのアピール」として3項目あったが、この部分も強調されて5項目が設けられた。原案ではあいまいな表現であった「行動」のよびかけが、修正案ではユネスコ加入国に教育への障害をもつ人々を保障するような政策・法制定の実現をよびかけること、「宣言」と「行動計画」の実現のためにあらゆる党派が協力して責任を果たすべきことがうたわれた。

以上みたように、基調提案はグローバルな動向分析という傾向をもっていたが、「ハンブルグ宣言」は原案と比較するとかなり実践的な理念と課題に即して修正されており、環境問題・健康・高齢者・原住民・障害者などの視点が強められている。

このことは、第5回会議が1990年代の国連関係の諸会議の成果をふまえ、諸地域の論議やNGOの意向も反映させつつ、21世紀の成人学習の展望を集約する場となったことを示しているといえるだろう。会議が大規模化したことが、投票権をもつ政府代表とオブザーバー参加者との対話がさまざまな形で展開され、こうした修正となったものと思われる。シヴィアな対立は目立たなかったにせよ、対話と討論の背景には先進諸国と発展途上国、政府の立場とNGOの立場、経済的視点から職業関連の成人教育に関心を寄せる立場と人権問題に力点をおく立場などの認識の相違があったといえよう。特に先進諸国では公共財政の悪化から政府の役割が縮小しているとの認識があるのに対して、発展途上国では、制度を発展させることが課題となっている。その意味では、事務局原案には全体

的に「学習権」への言及が少なかったが、修正案では制度・政策問題や社会的・地球的課題へのとりくみの意義が強調された結果となっていることが注目されよう。

B 「成人学習の未来へのアジェンダ」

この文書も手許にあるものは四版までだされている。5月6日付けで各国政府に送付されたもの、会議資料6 (rev.)で6月12日付けのもの、そして7月18日付けで会議最終日に配布された会議資料6 (rev.2) およびその修正案(複数国)、さらに後日、最終文書が送付された。6月12日付けと7月18日付けを比較すると全体の項目が59項から61項に増え、多くの細かい修正がおこなわれて採択されたが、内容骨子は大きく変更されていない。

このアジェンダは、「ハンブルグ宣言」で求められている成人学習の発展にむけて新たなとりくみについて詳細をのべている。全体の節構成は先述した10のワーキンググループの課題設定とパラレルになっており、このワーキンググループの討論がアジェンダに反映されている。以下10の節にそくして項目を列挙しておく。³⁰⁾

- (1) 成人学習と民主主義：21世紀の挑戦
 - ・コミュニティのいっそうの参加促進
 - ・偏見・差別についての意識を高める
 - ・NGOと地域社会のグループの認知・参加・責任の奨励
 - ・平和文化、知的対話、人権の推進
- (2) 成人学習の条件と質の改善
 - ・人々の学習への要求の表明のための条件創造
 - 「すべての成人の学習への権利の承認」「自国語と自国の文化による要求の表明」
 - ・学習の機会と質の保障
 - ・学校・カレッジ・大学を成人学習者に開放する
 - ・成人教育者・指導者の専門性発展のための条件の改善
 - ・生涯学習の視野のもとでの初期教育の関連性の改善
 - ・成人学習に関する政策推進・活動志向の研究の促進
 - ・国家と社会的パートナーの新しい役割の承認
- (3) 識字と基礎教育の普遍的権利の保障
 - ・識字を学習者の文化的・社会的・経済的発展の願望に結びつける
 - ・伝統的なマイノリティの知識と文化の結合をつうじての識字プログラムの質の改善
 - ・識字環境の改善
- (4) 成人学習・ジェンダー・平等・公平・女性のエンパワメント
- (5) 成人学習と労働世界の変容
 - ・労働権と労働に関連する成人学習の権利の促進

- ・労働に関連する成人学習の機会を多様なターゲット・グループに保障すること
- ・労働に関連する成人学習の内容を多様化すること
- (6) 環境・健康・人口に関連する成人学習
 - ・環境と開発問題にとりくむうえでの市民社会の権限と参加の促進
 - ・人口問題と家族生活に関連する成人学習の推進
 - ・コミュニティと個々人の健康の維持・改善において人口・健康教育のもつ決定的な役割の認識をもつこと
 - ・文化的・ジェンダー特有の学習プログラムの保障
- (7) 成人学習・文化・メディア・新しい情報技術
 - ・メディア・新しい情報技術と成人学習のよりよい協働関係の発展
 - ・知的所有権の公正な利用の推進
 - ・図書館・文化施設の強化
- (8) 万人のための成人学習—多様なグループの権利と要望
 - ・高齢者の学習のあらゆる形態を援助する教育環境の創出
 - ・移民、難民等の成人教育に参加する権利の保障
 - ・障害者の継続的機会の創出と参加の推進
 - ・すべての囚人の学習権の承認
- (9) 成人学習の経済学
 - ・成人教育の財政援助の改善
- (10) 国際協力と連帯の強化
 - ・成人学習をその目的のための手段・運動資源とすること
 - ・成人学習の国家的・地域的・グローバルレベルの協力、組織化、ネットワークの強化・国際協力のための活動環境の創出
 - ・国際共同を促進する環境の創出

フォローアップ

- ・戦略
- ・パートナー間の密接な協議の推進

このような「アジェンダ」は、従来の国際成人教育会議では勧告として最終レポートに提言的にもりこまれていたが、今回は独立した簡潔な文書となった。会議で討議された内容を各国政府になげかけるだけではなく、国際協力と草の根の活動にねざしてその実現をはかっていこうとする行動性の志向がここにあらわれている。

とりわけ、最後の項目で「成人教育の発展に関する勧告」(1976年、ユネスコ総会採択)の改訂にむけて準備が進められるべきこと、そのことを含んでユネスコ教育研究所が強化されるべきことが明記されている点は注目さ

れる。

また、「パートナー間の密接な協議の推進」については、経費のかかる恒久的な協議機関を設立するのではなく、第5回会議に参加している「キーパートナーとのより密接な協議と連携を発展させる」ための定期的な協議、「アジェンダにもりこまれた政策や勧告の実現のためのモニター的作用」の推進などが提案されている。

その意味で、今回の会議の運営スタイルは今後の国際的共同のありかたを創出する機会でもあったといえるだろう。

おわりに

第5回国際成人教育会議は、「21世紀への鍵としての成人学習」という基調によって「持続的発展」にむけて人類的課題と結合された成人学習の重要性を認識し、それに即して「成人教育概念」をとらえなおすこと、とりわけ各国政府、国連等の国際機関、ユネスコ地域組織、多くのNGOのパートナーシップの推進のなかで主体を形成することを提起した。また発展途上国の問題の識字・成人基礎教育の問題に大きな関心を示し、パオロ・フレイレに象徴される民衆教育実践の努力を高く評価した。

その背景に北京女性会議に集約された女性の自立と解放にむけての大きなうねり、さらには「万人のための教育」をめぐる人権としての識字の運動の発展がある。

「成人教育」の真価を制度概念をこえて実践・運動・理念創造によって共有していくこと、そのことを21世紀への挑戦として明らかに宣言した会議であったといえよう。

(注)

- 1) 諸岡和房「戦後社会教育論の国際的展開」『学習権保障の国際的動向』(日本社会教育学会年報第19集)東洋館出版、1975年。同「成人教育の現代的課題の検討」『九州大学教育学部附属比較教育文化研究施設紀要』第35号、1984年3月。同「ユネスコ第4回世界成人教育会議」『社会教育』1985年10月号。同「成人教育の国際的動向」『社会教育の国際的動向』(日本社会教育学会年報 第31集)1987年。拙稿「生涯教育論の国際的動向」『月刊社会教育』1972年11月号。藤田秀雄「学習権宣言」『月刊社会教育』1985年12月号。同「学習権宣言に学びわが国の社会教育を考える」『月刊社会教育』1987年5月号。岩橋恵子「ユネスコ『学習権宣言』と第4回国際成人教育会議」『教育』1986年11月号。

このほか、H.S.ボーラ著、岩橋恵子・猪飼美恵子訳『国際成人教育論』東信堂 1997年にも詳しい言及がある。

- 2) A.S.M. Helly, *New Trends in Adult Education; From Elsinore to Montreal*, UNESCO, 1962.
- 3) 前掲「戦後社会教育論の国際的展開」p.36, 「成人教育の現代的課題の検討」p.19.
- 4) 同上, 「戦後社会教育論の国際的展開」p.36.
- 5) 同上。P.37.
- 6) 拙稿「ILO有給教育休暇条約の成立過程とその理念」前掲『学習権保障の国際的動向』参照。
- 7) 拙稿「生涯教育論の国際的動向」P.87.
- 8) Third International Conference on Adult Education, Final Report. 25 July-7 August, 1972. p.5.
- 9) 前掲, 「ユネスコ『学習権宣言と第四回国際成人教育会議』」p.96.
- 10) 『解説教育六法』1992年版 三省堂 p.814.
- 11) Fifth International Conference on Adult Education, Agenda for the Future of Adult Education. Hamburg, 18 July 1997. ED-97/CONFINTEA/6 Final
- 12) Fifth International Conference on Adult Education, Declaration on the Fifth International Conference on Adult Education. “The Hamburg Declaration on Adult Education”. Hamburg, 18 July 1997. ED-97/CONFINTEA/5 Final
- 13) Lalita Ramdas, President ICAE, “Adult Education-Lifelong Learning-Global Knowledge; the Challenge and the Potential. Statement to the Opening Plenary of CONFINTEA. 14 July, 1997.
- 14) Programme of CONFINTEA V; Thematic Working Group. 14 July 1997.
- 15) P. Belanger, UIE, co-edited, *The Emergence of Learning Societies; Who Participates in Adult Learning?*. Pergamon Press. 1997.
P. Belanger, UIE, co-edited, *New Patterns of Adult Learning; A Six-Country Comparative Study*. Pergamon Press. 1997.
P.A. Easton ed., *Sharpening our Tools; Improving Evaluation in Adult and Nonformal Education*. UIE Studies. 4a, 1996.
C. Medel-Anonuevo ed., *Women, Education and Empowerment*. UIE Studies 5a, 1995.
C. Medel-Anonuevo ed., *Women Reading the World: Policies and Practices in Asia*. UIE Studies 6a, 1996.
Werner Mauch, Uta Papen, *Innovation in Adult Education*, UIE 1997.
- J.P. Hautecoeur, *Basic Education and Institutional Environmens*. Alpha 97, UIE 1997.
- 16) Fifth International Conference on Adult Education, Working Document; Progress, Achievements and Problems: A Retrospective Review of Adult Education since 1985. ED-97/CONFINTEA/3, 14 July 1997.
- 17) *ibid.*, p.5
- 18) International Commission on Education for the Twenty First Century, chaired by Jacques Delors, “Learning: The Treasure Within”. UNESCO 1996. 天城勲監訳『学習—秘められた宝』ぎょうせい 1997年。
- 19) *op. cit.*, Working Document. p.7
- 20) *ibid.*, p.25.
- 21) *ibid.*, p.25.
- 22) *op. cit.*, Declaration. (1) p.1.
- 23) *ibid.*, (2) p.1.
- 24) *ibid.*, (3) p.1.
- 25) *ibid.*, (4) p.1.
- 26) *ibid.*, (5) p.1.
- 27) *ibid.*, (8) p.2.
- 28) *ibid.*, (9) p.2.
- 29) *ibid.*, (10) p.2.
- 30) *op. cit.*, Agenda.